

○環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について

環境会発第 080515002 号

平成 20 年 5 月 15 日

大臣官房会計課長から内部部局長等宛

改正 平成 20 年 5 月 29 日環境会発第 080529004 号

改正 平成 30 年 6 月 1 日環境会発第 1806015 号

改正 令和 2 年 12 月 18 日環境会発第 20121818 号

改正 令和 5 年 9 月 1 日環境会発第 2309013 号

環境省所管の補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等（以下「財産処分」という。）を行うにあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等にあつては、同法第 22 条に規定する環境大臣（同法第 26 条により、地方環境事務所長（以下「所長」という。）に事務が委任されている場合は所長）の承認が必要である。

これらの承認にあたっては、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね 10 年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなすとともに、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることを目的として、今般、別添「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）を定めたので通知する。

内部部局長及び所長は、下記に留意し平成 20 年 4 月 1 日以降に申請を受理したものについては、原則として、この承認基準に基づき対応されたい。

記

1. 平成 20 年 3 月 31 日において、既に承認申請を受理しているが本日において承認を行っていないものについては、この承認基準に基づき対応して差し支えない。
2. 既に承認を行っているが、納付金の国庫納付を命じていないもののうち、財産処分の日が平成 20 年 4 月 1 日以降であるものについては、この承認基準に基づき納付金額を算定して差し支えない。
3. 補助対象財産の用途を変更する財産処分が行われる場合には、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が既に充足しているものと考えられるため、当該地域における同種の補助事業の新規採択に当たっては、慎重に対処されたい。
4. 内部部局長及び地方環境事務所長は、特段の事情により必要がある場合には、適宜会計課と協議することとし、適切に対応されたい。
5. 内部部局長及び地方環境事務所長におかれては、関係地方公共団体及び関係団体に対し、本承認基準を周知されるよう図られたい。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等。以下同じ。）の承認については、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとしたものである。

なお、補助対象財産の用途を変更する財産処分については、当該財産処分が行われる地域において、同種の社会資源が充足していることが前提であり、補助事業等を行う地方公共団体の判断を確認の上、対応することとする。

第2 承認の手続

1. 申請手続の原則

補助事業者等が財産処分を行う場合には、環境大臣（適正化法第26条により事務委任されている場合は地方環境事務所長（以下「環境大臣等」という。））に別紙様式1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。提出は、環境大臣が定める電磁的方法により行うことができる。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。

貸付：補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。

（注2）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて必要な手続を行うこと。

2. 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括的承認事項」という。）であって別紙様式2により環境大臣等への報告があったもの（環境大臣が定める電磁的方法により行ったものを含む。）については、上記1にかかわらず、環境大臣等の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備等必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

（1）地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

ア. 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備（以下「施設等」という。）について行う財産処分

イ. 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村合併に係る法律に基づく計画に基づいて行われるもの

（2）災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

（3）財産処分に係る承認手続の特例が規定されている法律により環境大臣の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しない。

第3 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該地方公共団体が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの（有償譲渡及び有償貸付を除く。）

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記（1）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

2. 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。（イ及びウについては、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。）

ア. 包括承認事項（災害等による取壊し等の場合）

イ. 経過年数が10年以上である施設等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、引続き他の公共の事業（公の支配を受けるもの（以下「公共事業」という。））に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において、引続き公共事業に使用する場合

(ウ) 新たに公共事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

ウ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、上記イ（ア）から（エ）に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、環境大臣等が適当であると個別に認めるもの

エ. 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

オ. 次に該当する取壊し等

(ア) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等を整備しない場合を除く。）

(イ) 老朽化により代替施設等を整備する場合の取壊し等（補助対象財産が設置されている施設の老朽化による建替えに伴う建替え後の施設に代替施設等を整備するために補助対象財産の取壊し等を行う場合を含む。）

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記（1）以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、国庫納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

ア. 再処分に関する条件を付す場合

上記（1）のうち、イ（ア）から（ウ）、ウ及びエの場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、環境大臣等の承認を受けないで当該施設等（交換の場合には、交換により得た施設等）の処分を行っては

ならない旨の条件をいう。以下同じ。)を付すものとする。

イ. 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3. 担保に供する処分（抵当権の設定）

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

(1) 補助財産を取得する際に、当該補助財産を取得するために行われるもの

(2) 補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

第4 財産処分納付金の額

1. 有償譲渡又は有償貸付

(1) 譲渡額等を基礎として算定する場合

ア. 財産処分納付金額

(ア) 地方公共団体が行う場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額、以下同じ。）に、総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 地方公共団体以外の者の場合

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額（評価額（不動産鑑定額又は減価償却後額）に比して著しく低価である場合には、評価額。）に総事業費に対する国庫補助額の割合を乗じて得た額とする。

a. 経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用する場合

b. 経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であつて、引続き公共事業に使用するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると環境大臣等が個別に認める場合

c. 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

イ. 上限額

処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう、以下同じ。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る、以下同じ。）の割合を乗じて得た額（以下「残存年数納付金額」という。）を上限額とする。

(2) 残存年数納付金額とする場合

上記(1)以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2. 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

国庫納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等の場合の財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

ただし、財産処分納付金額の算定について別に定めのある場合は、その算定によることができる。

なお、この場合においても、残存年数納付金額を上限とする。

3. 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同額とする（抵当権が実行に移された際に納付）。